

東京2020大会アーカイブ資産活用の方向性（案）

1 アーカイブ資産とは

- 東京2020大会資産は、大会の準備・運営等に伴って作成・利用された資産のうち歴史的な価値を有し、大会の記憶・記録を伝えていくものである。
- 東京2020大会資産は、開催都市契約上、原則としてIOC、IPCに権利が帰属するが、IOC・IPCの承認のもと、長期的に保存し、後世に受け継いでいくべき重要なレガシーである。
- 東京2020大会資産のうち、以下のものを「アーカイブ資産」と位置づけ、展示等の活用を図る。

カテゴリー	資産例
聖火リレー	・聖火トーチ ・ランタン 等
開閉会式・表彰式	・メダル ・表彰台 ・衣装 ・大道具 ・小道具 等
ユニフォーム	・ボランティアユニフォーム ・技術役員ユニフォーム 等
競技用備品	・公式球 ・競技用ゴール ・体操器具 ・卓球台 等
ライセンス商品	・衣類 ・カバン類 ・文具 ・ぬいぐるみ 等
イベント関連制作物	・フラッグツアー関連制作物 ・マスコット 等
装飾物・標識類	・のぼり ・フラッグ ・ピクトグラム関係 等
記録・報告書等 ※1	・大会報告書 ・チラシ ・ポスター ・小冊子 ・大会に向けて作成したマニュアル・各種計画、映像 等
大規模展示物等 ※2	・大規模展示物（オリンピック・パラリンピックシンボル、大会マスコット像） ・銘板 ・オリンピック・パラリンピック名称

※1 組織委員会解散後、アーカイブ資産とならず関係法令等に基づき保管が義務付けられている資料は、別途清算人が保管する。

※2 大会後に再設置する大規模展示物や大会後に設定する名称などについては、別途の報告による。

東京2020大会アーカイブ資産活用の方向性（案）

2 国内における資産の管理について

- I O C ・ I P C は、大会後にアーカイブ資産の散逸や商業利用を防止するため、日本国内において、資産の展示等活用や長期的な保存、適切なブランド保護を行うアーカイブ組織の設置を要請している。
- アーカイブ組織は、大会後も I O C と密接な関係を有する J O C が担う予定である。
- 今後、アーカイブ資産の権利や管理、活用、負担等を定めた協定を都、J O C、J P C、組織委員会の間で締結していく。

3 都における資産活用の方向性

- メダル、聖火リレーのトーチ等の記念品や記録等のアーカイブ資産を活用し、大会の感動と興奮を分かち合うとともに、未来へ伝え、身近に感じてもらうことで、大会の成果や感動を確かなレガシーとして、将来に引き継いでいくことが重要である。
- 都の承継するアーカイブ資産を一元的に管理し、適切に保存・保管するとともに、J O C など関係機関との調整のもと、スポーツ、文化、教育等の様々な場面における効果的な展示・活用について具体的に検討していく。